

理 由 書

区域区分に関する都市計画は、昭和 45 年の当初決定以来、7 回の見直しを行ってきたところですが、今回、令和 2 年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、当該都市計画区域において適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため、本案のとおり変更するものです。

二階堂地区については、令和 2 年国勢調査による人口集中地区としての区域指定に伴う市街化区域への編入を行い、笹目町地区については各法令に基づく行為規制が行われている災害レッドゾーンで、将来的に都市的土地利用を行う見通しが不明なことによる市街化調整区域への編入を行います。